

議 事 日 程 (1)

平成25年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 議案第45号 芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第5 議案第46号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第47号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第48号 超音波診断装置購入契約の締結について
- 第8 議案第49号 指定管理者の指定について
- 第9 議案第50号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第10 議案第51号 平成25年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第52号 平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第53号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第13 認定第1号 平成24年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第14 認定第2号 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第15 認定第3号 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第16 認定第4号 平成24年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第17 認定第5号 平成24年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第18 認定第6号 平成24年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について
- 第19 認定第7号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第20 認定第8号 平成24年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
- 第21 認定第9号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第22 報告第3号 平成24年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
- 第23 発議第7号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のた

めの意見書について

第24 発議第8号 道州制導入に断固反対する意見書について

【出席議員】（13名）

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 武谷久美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 池上亮吉
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本石美香 病院事務長 森田幸次 競艇事業局次長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

それでは、ただいまから会議を開きます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成25年芦屋町議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第1. 会期の決定

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月4日から9月18日までの15日間にし
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、6番、田島
議員と7番、辻本議員を指名しますので、よろしく願います。

----- . ----- . -----
日程第3. 行政報告

○議長 横尾 武志君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。平成25年芦屋町議会第3回定例会の議案上程前
に、平成25年芦屋町議会第2回定例会以降における行政執行について、主なもの
を報告させていただきます。

まず1点目は、日刀保たたらへの芦屋釜の寄贈についてです。

去る6月27日、島根県安来市の日立金属株式会社安来製鉄所に出向き、芦屋釜
を寄贈してまいりました。島根県奥出雲の日刀保たたらにおいては、日本美術刀剣
保存協会と日立金属安来製作所の手によって、たたら製鉄が行われています。芦屋
釜の里では、この地より和ずくを特別に供給してもらい、芦屋釜の復元に取り組ん
でおります。

寄贈した茶の湯釜は、日本の鉄鋼業関係者や金属関係の職人が全国から集まる、
同社島上木炭銑工場内の展示室に展示されますので、芦屋釜を知っていただく、よ
い機会になるものと考えております。

2点目は、認知症対応型共同生活介護の整備事業者の公募結果についてです。

認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの整備事業者について、7
月5日まで公募した結果、1事業者から申請がありました。

申請のありました事業者につきましては、芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選
定委員会での審査結果を踏まえて、整備予定事業者と決定し、7月24日付で、芦

屋町から福岡県介護保険広域連合へ推薦したことを報告させていただきます。

3点目は、あしや花火大会の開催についてです。

7月27日、あしや花火大会実行委員会の主催による、あしや花火大会が、遠賀川河口一帯で開催されました。好天に恵まれ、多くのお客様が訪れ、夏の夜空に咲く大輪の花を、楽しんでいただけたものと思っております。

また、町内外を初めとする事業所や企業、団体、各自治区の皆さんから、多大なる協賛金をいただきましたことに感謝を申し上げたいと存じます。

4点目は、芦屋町生涯学習推進計画の策定についてです。

平成21年3月に策定しました、芦屋町生涯学習基本構想を具現化するため、21年度から25年度までの5カ年間を実施期間とした推進計画を策定し、生涯学習の推進に努めてまいりました。8月に、職員によるワーキング会議を設置し、推進状況を検証するとともに、新たに26年度から30年度までの推進計画の策定に着手しております。

議員の皆さんには、12月初旬に素案を報告し、12月末からパブリックコメントを実施するなどの手続を進め、26年4月からの実施を目指すものでございます。

5点目は、栃木県佐野市との青少年交流事業の実施についてです。

8月7日から9日まで、栃木県佐野市から小中学生20人が来町、芦屋町からは13人の小中学生が参加し、子どもサミットや海辺の学習などで交流を深めました。

茶の湯釜の産地として歴史的に共通した文化を持ち、海と山の文化の違いを持つ佐野市と交流事業は、平成6年から始まり今年で20年目を迎えました。子どもたちにとって、ふるさと芦屋やふるさと佐野を見つめ直す機会となったものと存じます。

6点目は、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の福岡県への要望についてです。

芦屋町から岡垣町までの海岸侵食と漂砂による砂の堆積など、海岸に関する諸問題について、昨年11月から現地視察を含め、延べ6回の協議を重ねております。

8月7日、海岸を管理する福岡県に対する要望として、海岸調査の実施、里浜づくり事業の早期実施、夏井ヶ浜海岸の崩落対策工の早期実施などの短期的要望や、海岸の土砂の動きを把握する調査の実施などの中・長期的要望、合わせて13項目の要望を取りまとめています。今月、福岡県に対し要望書を提出する予定となっております。両町の要望実現に当たり県の回答を求めてまいります。

7点目は、緑ヶ丘保育所・子育て支援センター指定管理者の選定についてです。

指定管理者について、7月31日まで公募した結果、2事業者から申請があり、芦屋町公の施設指定管理者選定委員会により、指定管理者を選定いたしました。

結果につきましては、良質な保育の提供を行うための体制づくりとして、保育士の処遇を厚くすることにより、職員の定着化を図るなどの取り組みが評価されること。看護師を各園に配置している点、及び年度当初に独自で保育士の加配を行っている点で、障害児保育に対する積極姿勢や一時保育の受け入れにおける環境整備がされており、具体性があること。食育の推進について運営している各園に、栄養士を配置している点において具体性があることなどの評価から選定し、本議会に提案したところです。

8点目は、特別養護老人ホームの整備事業者の公募についてです。

特別養護老人ホームの整備については、過去2年間、公募は行ったものの採択には至っておりません。このため、同様の整備枠を福岡県へ要望した結果、26年度高齢者福祉施設等の整備方針において、芦屋町の要望を反映させていただくことが

できました。

このことを受け、26年度高齢者福祉施設等の施設整備事業者協議要項を8月9日にホームページに公表し、10月11日を期限として、整備事業者の受け付けを始めたことを報告します。

9点目は、芦屋釜風呂跡地活用検討プロジェクト住民ワークショップについてです。

活用計画については、ステップ1として庁内係長による検討会、ステップ2として庁内課長による検討会を経て、ステップ3として7月から8月にかけて、住民ワークショップによる検討会を行いました。観光まちづくり推進プロジェクトのメンバーや公募者、区長など16人の委員により、短期、中期、長期整備の基本的な考えと、夏井ヶ浜はまゆう公園の一部との位置づけが示されました。

これを受け、行政で検討した結果、中期的なことを見据えつつ、短期的な整備を行うよう決定いたしました。このため、関連事業費を本議会に補正予算として計上しております。

10点目は、職員採用募集についてです。

25年度職員採用試験の申し込みは、8月23日で締め切りました。その状況について報告します。

一般事務職は、採用予定5人に対し、申し込み人数が133人。保健師は、採用予定1人に対し、申し込み人数が3人。土木技師は、採用予定1人に対し、申し込み人数が3人。管理栄養士は、採用予定1人に対し、申し込み人数が9人となっています。

なお、第1次試験は、9月22日に九州共立大学にて行います。

11点目は、財政健全化の動向についてです。

実質公債費比率につきましては、23年度決算と比較し、数値上0.7ポイント改善し、10.9%となりました。他の指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率におきましては、数値上マイナスで問題がないため、公表時にはハイフンで表示されています。

なお、24年度地方財政状況調査におきます経常収支比率につきましては、前年度から4.0ポイント数値上悪化し、96.8%となっています。この主な原因は、障害福祉サービス給付費などの扶助費が増になったためです。

12点目は、障害児のための放課後等デイサービスについてです。

障害のある児童・生徒の健全育成と、保護者の養育負担の軽減を図るため、放課後等デイサービスを芦屋小学校の空き教室を利用して実施いたします。現在、空き教室の改修工事を行っており、工事完了後の11月1日を開所日として準備を進めていることを報告いたします。

13点目は、遠賀郡消防本部新庁舎の完成についてです。

遠賀郡の災害児緊急対策及び消防・防災活動の中核となる総合的な施設として、遠賀郡消防本部の整備を進めてまいり、9月1日、新庁舎の落成式がとり行われました。

旧庁舎は、建物の老朽化に加え、複雑かつ増大する消防行政の需要に対処するため、早期の改築が必要とされておりました。

新庁舎は、地域と密着した防火・防災活動ができるよう、防災講習や救急講習などができる多目的ホールが備えられ、さらに皆さんからの119番通報に1分1秒でも早く対応するため、高機能指令センターが設置されております。遠賀郡の安

心・安全な地域づくりが、1歩前進したものと存じます。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、日程第4、議案第45号から日程第24、発議第8号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、早速本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第45号の芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例につきましては、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間において、一般職職員の給料を減ずる措置を講ずるため、芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を制定するものでございます。

なお、平成25年第3回臨時会におきまして、一般職職員の給与を減額するための特例条例の制定についてご審議いただいた結果、賛成少数で否決となったところではあります。国からの要請の趣旨及び県内の実施状況などを勘案し検討した結果、減額内容は前回と同様とし、実施期間を3カ月間短縮して再度提案するものでございます。

議案第46号の芦屋町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年6月12日に公布された、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の規定に基づき、芦屋町税条例の一部を改正するものでございます。

議案第47号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年6月12日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の規定に基づき、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、契約議案でございますが、議案第48号の超音波診断装置購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。超音波診断装置について購入契約を締結するものでございます。

現在の機器は、導入後7年以上が経過し、老朽化しています。新たな機能を有した超音波診断装置を購入し、現在の医療技術に適した検査を行うためでございます。

次に、その他の議案ですが、議案第49号の指定管理者の指定につきましては、芦屋町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づいて、緑ヶ丘保育所及び子育て支援センターの指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第50号の平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金8億856万469円のうち、3億円を建設改良積立金、5億856万469円を利益積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、予算議案でございますが、議案第51号の平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,100万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、土地開発基金で所有しています、大君ごみ処理場跡地を普通財産として買い戻すため、土地開発基金及び財政調整基金からの繰入金を増額措置したほか、普通交付税も増額計上しています。

歳出につきましては、大君ごみ処理場跡地の購入費を計上しているほか、江川台公民館横法面崩落防止工事や柏原漁港海岸保全事業費用対効果分析業務委託、はまゆう公園周辺整備基本・実施設計委託を措置しています。

また、債務負担行為として、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託を計上しております。

議案第52号の平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、町立芦屋中央病院の経営形態を、地方公営企業法一部適用から地方独立行政法人へ移行するため、病院事業収益的収支につきまして、地方独立行政法人化支援業務委託450万9,000円、人事給与制度及び人事考課制度構築支援業務委託370万6,000円を増額する補正予算、並びに地方独立行政法人化支援業務委託1,082万1,000円、人事給与制度及び人事考課制度構築支援業務委託889万4,000円の債務負担行為をお願いするものです。

議案第53号の平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、下水道事業資本的支出につきまして、社会資本整備総合交付金による国庫補助金が6,350万円の要望額に対して、内定通知により5,527万2,000円に減額されたため、建設改良事業を見直し、補助対象事業費の委託費4,680万円を減額補正するものです。

また、このことに伴いまして、平成26年度の債務負担行為である浄化センター及び西浜町ポンプ場ほか機械・電気設備工事委託を、それぞれ見直したものでございます。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から第6号までは、各会計の平成24年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第7号から第9号までは、各公営企業会計の平成24年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定をお願いするものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第3号の平成24年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定

に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、11番、益田議員に、発議第7号の趣旨説明を求めます。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

おはようございます。発議第7号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が、平成24年10月に導入されましたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す、再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあります。その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に、国民の生命・財産が脅かされているといった事態が生じています。これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務です。

よって、下記事項の実現を強く求めるものです。

記。1、自然災害などの脅威から、国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として、最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めるものでございます。

皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で益田議員の趣旨説明は終わりました。

次に、6番、田島議員に発議第8号の趣旨説明を求めます。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

おはようございます。発議第8号道州制導入に断固反対する意見書について、まずはこれは、全国町村議会より強い要望のもとに提出されたことを紹介いたします。

以下、読み上げまして、芦屋町議会会議規則第14条の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書、我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、誠に遺憾であるとする緊急声明を行いました。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところです。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に、道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかです。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源の涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきました。

それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視して作り上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではありません。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信しています。

よって、我々芦屋町議会は、道州制の導入に断固反対します。

○議長 横尾 武志君

以上で田島議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第45号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ちょっとお尋ねいたします。第3回の臨時議会におきまして、同じような議案が上程され、今回、3カ月を短縮した中での再度上程されております。

それで、前回の臨時議会の折には、給与削減額が4,682万3,000円という答えが出ております。それから、交付税の減額分が3,660万、そしてあと、過去の給与削減等に伴うプラス要因として、地域の元気づくり事業費ということで、1,454万4,000円の交付税が増額されております。交付税の差し引きしますと、2,205万6,000円の減額ということで、職員の給与減額4,682万3,000円と比較しますと、約2,400万ほど多く、職員の給与が削減されているような状況でございます。

それで今回、3カ月間、短縮したことによりまして、その給与の削減額について幾らになったのかを教えてください。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

10月から実施した場合の職員の削減額ということでございますが、今、試算しています額は3,092万8,000円となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

そうしますと、前回と約1,500万程度の給与減が出ているということで、それにいたしましても、差し引き約900万ぐらいまで大目に引かれているような状況ですけども、この900万につきましては、前回のご答弁では、組合の要望で防災事業に使ってほしいということでございますが、その辺についてはお変わりございませんか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

あくまで、今、交付税の話の中で、金額的に比較されていると思いますが、今回、議案第45号関連資料として、一応、ペーパーを2枚ほどつけさせていただいております。これの2ページをちょっと見ていただきますと、前回の率と内容的には変わらないんですけども、国のほうで出されていますのが、給与減額削減額に伴って、増減額が全国で8,504億と。これ、国の全体の数字ですが、一応、これに見合う額としまして、8,523億を歳出として国は措置しておるということで、もうこの中で、(2)に緊急課題の対応ということで、全国防災事業費が973億円、緊急防災・減災事業費が4,550億円で、地域の元気づくり事業費が3,000億円と、こういう規模で措置されております。

今、言われております芦屋町に関して見ますと、この3点目の地域の元気づくり事業費、これが今の時点で試算しますと、大体1,800万程度、交付税として措置される予定でございます。

ですから、この部分が、この部分あくまでも給与の削減に伴うものじゃなくて、やはり防災等事業で、市町村が地域活性化とか、そういったことで使うお金と、使う財源になるものですから、一概に給与削減とあわせて、この部分を比較するというのは、ちょっと間違っているんじゃないかなと思っております。

前回、6月臨時議会の折には、そういったご説明もしましたけども、ちょっと説明が不十分であったというふうには認識しております。その辺をご理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

いいですか。ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほど、議案第45号関連資料というのが出されまして、これで福岡県内で実施予定なしの団体とかが書かれてありますが、一応、福岡県が16団体が実施しないということになってはいますが、全国では、実施しない自治体が幾つあるのでしょうか、それをお聞きします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

総務省が、8月2日付で調査した結果ということが公表されております。それでいきますと、全国で230自治体を実施しないという回答をしているということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

全国でも、230自治体を実施しないということになっていきますし、また、議会で否決した自治体というのは、芦屋町もしたわけなんですけど、20自治体あるということです。

その後、この20自治体の中で再提案されて、こういったふうに次の議会からかけられたところがあるのかということと、それと、臨時議会では、芦屋町としては議会として否決の意思を示しているわけですが、この否決の意思に、議会の意思、これについて町長は、議会の議決の重さをどのように認識しているのか、その2点をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の言われたように、これを再度、上程するというので、いろいろ論議をいたしました。議会の議決というのは、非常に重く受けとめておるわけですが、いろいろ精査しましたところ、議員の皆様方に対してのいろんな部分での説明不足によるものが大であったのではないかとということが1点。

それから、これをしない場合の、いわゆる表にもありますように、ラスパイレスが109、これは今の状態の中で県内3番目に位置するという点。それと、いわゆる職員との、芦屋町職員と最初のころの組合との話し合いの中で、職員は気持ちよく合意していただいて、我々の分はぜひ芦屋町の防災・減災に使ってほしいということがありました。

これは、職員のいわゆる遠賀郡4町、職員、いろいろ交流もあるでしょう。職員同士の心の問題というか、いろんな機微に触れる問題ではないかと思っております。

芦屋町の職員が、肩身の狭い思いが、やっぱりするのではないかとということで、いろんな総合的に勘案しました結果、今議会に議決の重みは十分承知しておりますが、今回、再度、議員の皆様方にご審議していただいて、何とかご理解を賜りたいと思って提案させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

先ほどの否決後の再提案ということでご質問がっておりますが、私のほうでちょっと把握していますのは、山口県の防府市が議会で否決された後、臨時議会で可決されたということを確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

職員組合が合意されたというのがありました。これはやはり、マスコミや政府、そういったところのいろいろによる国民世論の中でも、公務員攻撃というのがやられて、そうせざるを得ないような状況になつるといふところに、そういった方向に追い込まれたという分がありますし、また、この職員給与削減を皮切りにして、国はその後、やっぱり消費税の増税の問題とか国民年金の引き下げ、そしてまた医療改革、改悪、そして介護の改悪、こういったものをどんどんこうして国民に押しつける、その露払いとして、こういったものを出してきたちゅうことですので、そういった点では、構造的に公務員自体が、その公務員攻撃の中で押し込まれていることだからだと思います。

それで、第3回の臨時会では、その職員給与削減は、地方交付税を人質にした地方自治法を踏みこむ国の暴挙だといふふうに私は言いました。

しかし、今回の町の提案については、やはり内容的にも同じことを水準で出しているわけですし、3カ月猶予をしたといふ点においても、これは不利益不遡及の原則があるから、当然、こうしなければならないといふことで、全く同じ内容のものを出してきておるといふ水準です。

そういった点では、議会軽視の町の暴挙であるといふふうに、私はこういうふうになだんだん、言わざるを得ないといふふうに思います。こういったことについて、町長はどういったふうにお考えですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これを出すに当たりましては、率を同じ今、川上議員が言われましたように、同じように出すのはいかなもんかという論議もございました。やはり率を変えて出す方法等々もあったわけですが、今、いみじくも議員言われましたように、これは3カ月短縮されておるわけですが、これも来年の3月までのこととしまして、あと、いろいろ計算しました結果、期限が短縮されたということをもって、職員の給与の減額が、当初よりも少なくなったといふことで、当初のとおり出ささせていただいたといふこととさせていただきますので、ご理解を賜うことをお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

ないようですから、ありますか。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実は、前回のところで、私、否決のところを回ったんですが、その主な内容というのは、やはり過重に削減をしているんじゃないかというのが1点と、今、国というのは、アベノミクスって格好でかなりよくなっていますし、3月末までを期限としてついでに、この地方自治体の給与削減も3月末という形に、それを合わせたような形になったんじゃないかと思うんです。

ところが、これは国が一遍やったからといふことで、そのサイドのまた国も厳しい時期に入ってきたときに、安易にまたこれを持ってくるという形が、果たしてその辺のところ、どういうふうにつまえているのかなという点が1点聞いた上で、一応、3月末をもって、この条例案というものは、もとに戻るんだといふことをはっきり、この職員の給料の部分について戻るといふことを、ここで言っていたきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君
町長。

○町長 波多野茂丸君

これは、もし戻さなければ組合にうそをつくど、約束事でございます。これはきっちり国の施策がどうであれ、他地方自治体がどうであれ、約束事でございますんで3月までにはきっちりもとに戻す、これは議場において約束させていただきます。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。私も、臨時議会において否決の立場をとり、反対討論をした者なのですが、この取り過ぎた900万円にしろ、前回の約1,800万、2,000万円の取り過ぎた分について、前回は、じゃあそれをどういう行政に生かすための具体的な取り組みは何でしょうかと、委員会でお聞きしたんですね。

今のところ、それについては検討中というか、今はございませんと。今回の取り過ぎ分については、どのようなものに使われようとしているのか。

それから、今、この組合という話の中で、町職員の方がおられるんでしょうけど、この場で答えられていいものかどうかわかりませんが、どうやら組合の職員というのは、何人ぐらいいらっしゃるのか。

聞くところによると、福岡県の自治労は、かなりおられる中で、この芦屋町は60ぐらいだというふうに、ちょっと聞いていますけど、もし答えられるものであれば答えていただきたい。

それと、自分の財布からお金を減額されて、それを芦屋町のために利用するという考え方、私だったらそんなのは許せませんね。他人のポケットからは、お金をもぎ取るようにして取られた人が、じゃあ、お金を町のために、そういうボランティア精神的な生活をなさっている、家庭が裕福ならともかく、むしろそういう減額されたものを、それをもう東日本の大震災のために使うんだというようなお気持ちであるんならわかりますし、そういうことであればわかりもするんですけど。

この金額を町長の退職金やそういう副町長もそうですけど、そういうような意味での自分たちも減額をするから、町職員の減額もよろしく願いしますというような意見等はなかったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

減額しとるやろ。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

まず、全体の今回の国の枠組み、先ほど総務課長が説明をしましたが、公務員給与の削減が8,500億円です。これは、当時の地方6団体、非常に反発をいたしました。それで政府はどうしたかということが、緊急課題の対応というような形でペーパーを差しあげておりますが、8,500億円、いわゆる公務員給与の削減に見合う金額を地方の活性化のために使ってくれという、同額のプラマイゼロみたいな形での考え方をお示しした中での全体の枠組みです。

その中で、(2)の緊急課題への対応のところで見ただけであればいいんですが、①、この①は全国防災事業費として、これは東日本大震災のために使ってくださいという考え方です。

それが、下のほうのところに、若干、米印のところで、「東日本大震災分」というふうに計上されているということが示されております。ですから、私たちの公務員給与の費用を削減するために、一部が東日本大震災に使いましょと、こういう考え方です。

2点目が、地方の緊急防災・減災事業費として使ってください。

それから3点目が、地域の元気づくり、いわゆる地域の活性化のために使ってください。こういう全体の枠組みの中でお願いしたいということでの提案、そして、この提案を私どもも、交付税の削減というのはいかがかとは思っておりますが、全体の枠組みの中で了承して、ご提案をしたということでございますので、その辺をまずご理解をいただきたい。

それから、私ども、いわゆる特別職の給与につきましては、去る3月の議会におきまして、10%の削減を25年度いっぱいやりますということでご提案を申し上げまして、議員の皆さんのご了解を得ているというところでございますので、その辺もご理解をいただきたい、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

先ほど、組合員数ということでご質問がございましたけれども、ちょっと私のほうで、まだ全部、人数が何人というのは掌握してないんで、一応、病院の関係とかございますので。

町長と副町長の特別職につきましては10%、先ほど申しましたように4月から削減を実施しております。

特別職で教育長とモーターボート管理者。特別職の方は10%削減をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第48号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

このレジュメといたしましょか、11ページ、12ページ、13、14ページと、この超音波診断装置購入契約の締結というところがありまして、14ページのとこ

ろ、入札結果表というのがあります。予算額が消費税込みで1,785万、予定価格が1,500万、キシヤという株式会社が843万円で落札したということなんですが、これは予算額は1,700万というのは消費税込み、これは当初予算で決められていたことだろうと思いますが、それで間違いはないかということと、予定価格1,500万円という予定価格の根拠は、どういうふうに出されたのか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

予定価格の根拠ということですが、これは直近に各こういう入札会社から見積もりは一応、全部とっています。それから納品実績がありますので、納品実績の直近の今回の場合、長崎県の病院なんです、そこでこの同等品が入っていたので、それについて総じて幾らで入れたかという情報収集、それらを総合的に判断して予定価格を設定しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう中であって決定価格が843万円という、予定予算額、そして予定価格で非常に減額されて、予算額の約50%前後なんですけれど、その辺はどういうふうに考えられておられますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

その件につきましては、入札結果でしかありませんので、我々がそれについてどうのこうの言うところではないと認識しております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この第1回目の入札で、入札結果がこのようになったわけでしょうけど、各、この4社の予定価格なり、結果的には843万になったわけでしょうけど、各社から出される見積もり額というのは、事前に提出されたのか。もし、提出されていたとするならば、金額は幾らであったのか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

委員会を開く前に見積もり、大体どういう額になるかというのは、一応、想定でとるわけですけど、その中では、大体1,500万から2,500万程度の見積もりが出ている状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第49号についての質疑を許します。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

議案第49号についての質疑を行います。

これは行政報告におかれましても説明がありましたけども、非常に素晴らしい取り組みをされている指定管理者かと思いますが、実際に現地に行かれて、そういった取り組み内容を視察してこられたのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

先ほど行政報告でもありましたとおり、公の施設、指定管理者選定委員会、これが行われまして、指定管理者の候補として決定答申されました。これを受けて、現地調査を行っております。

現地調査の場所といたしましては、佐世保市役所の子ども未来部子ども支援課、それと社会福祉法人長崎たちばな会の運営しております、天神保育園、御船保育園を調査しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

本当に行政報告におかれましては、非常に素晴らしい具体的な取り組みを評価して決定されたということでもありますけども、今回、芦屋町がこの指定管理者を導入して運営していくに当たって、ここに書かれている職員の定着化、看護師の配置等、そういった同様の取り組みを芦屋町も実施されていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

プレゼンでそのように報告されていますので、現地調査に行ったときも、プレゼンの内容を裏づけたものというふうに確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

はい、わかりました。

それでは、この業者、指定管理者ですけども、長崎、佐世保市と遠方なわけでございますけども、芦屋町で運営する際、人員確保等、そういった運営についてはどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この法人につきましては、まず現在、勤務されている職員の方、緑ヶ丘保育所に勤務されている職員の方をまず第一優先として考えるというふうに、プレゼンテーションでもご説明されておられました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ちょっと所管のことですが、今、貝掛議員の質問に関連して伺いますけど、先ほど、こういったこの指定管理を受ける業者のいろんな施策、これを芦屋町の保育の中で実践させていくというふうに言われましたが、現在、芦屋町においては、山鹿保育所も指定管理になって違う業者が運営しております。

ということになれば、緑ヶ丘保育所と山鹿保育所の保育内容の水準とか、また、そのいろんな施策について、違った水準のものが出てくるということが考えられますけど、そういった点ではどうなるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

基本的に保育所の運営につきましては、国が定める保育方針、保育所の運営方針、これに基づいて運営されておりますので、特段の差が出るというものでは考えておりません。

むしろ、私立保育所につきましては、いわゆるサービスの向上に日々努めておることが、よく見えておりますので、芦屋町の保育環境といったものが、向上するようになるというふうには考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この中で、いろいろ食育の推進とかいろんな点でから、さっき貝掛さんも、いいことをいっぱいやられておるといようなことを言われていましたけど、こちらのほうはそういった方針で長崎の業者がやられる。

でも、今、やられている山鹿保育所のほうでは、そういったことはやられないとかいう、そういったことが起きるんじゃないでしょうかということをお聞きしておるんですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現在、山鹿保育所でも、食育というものを重点として取り組まれております。今度の新しい指定管理者についても、食育を重点としてやりたいということは、双方言われています。

ただ、言われる中において、やっている方法に若干の差は出てくるとは思いますけども、それぞれ食育というものを充実させていこうという目標には変更ございませんので、それが定位であるものというふうには考えておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町の直営でいろんなところでもやっているんであれば、大もとはやっぱり町がやるってことだから、同じ水準のものを基本的にはしましようということになりますけど、それが一応、その町立保育所であっても、指定管理者になっておったら、それぞれの業者が違ってくるわけなものですから、当然、そこら近所の水準がずれ

てくるというところを、果たして町が管理できるのかどうかちゅう、そういったところをちゃんと把握して是正させるとか、そうしないと、あっちの保育所ではこんなことをやりよるけど、うちの保育所はやってないとか、そういったことが父兄のほうから出るのではないかという懸念もありますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

審査した立場からちょっとお話しますが、それぞれの保育所運営は、それぞれできちっとやっていたいておるわけです。私どもは、それを審査の中で評価をするという考え方ですので、こっちが全然してないとか、こっちが全然しとるとか、そういうことではなくて、全体の評価として総合的に判断して、このような結果になったということでご理解賜りたい、このように思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第51号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

まず、17ページ、補正予算書の17ページ、8款2項の道路改良費、この中で設計委託料ということで、山鹿浜口線の道路の改良工事実施設計委託ということで計上されておりますが、改良工事の内容、いわゆる側溝改良なのか路盤改良なのか、そういう内容についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

まず、場所ですが、はまゆう観光道路の釜風呂跡地の交差点になります。この交差点につきましては、角度が鋭角になっておりまして、高さの見直しなども必要になってきます。その内容につきまして、交差点改良工事ということで、道路改良工事を行うように考えておりますので、今回、実施設計委託として上げるようにしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

じゃあ、もう1点、19ページ、諸支出金の中の17公有財産購入費ということで、先ほど、提案理由の説明の中で歳入歳出についても説明ございましたけれども、いわゆる土地開発基金から買い戻すということですが、面積的にどの程度なのか。それと、これ、買い戻すというのは、平成2年3月に、広域から購入した

ものがあるわけですが、それも含めて買い戻すということなのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

面積的には10万5,000平米程度であります。一般的に大君ごみ処理場というのは20万平米あるような、皆さん、認識があるかと思います。前の煙突が立っていたところ、それとその山、一山越えた埋立地、今回、広域分として土地開発基金が広域から購入した分、その分の買い戻し部分はその部分だけです。残りの分は、以前から普通財産として持っていましたので、半分、今回、買い戻すことによって、全体は普通財産となったということで認識していただけたらいいと思います。今からなるということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは、実は、先ほどの指定管理者の影響する内容かもしれませんが、14ページに、民生費、児童福祉費に、これが業務委託っていうのが入ってきておるんですよね。で、業務委託とかそういった内容ちゅうのが、何でこの時期に上がってくるのか。当初から、本来、上げるべき内容の部分が、補助金の関係でこうなるんですよとか、そういったところがわかりましたらご説明お願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

業務委託料でございますけども、これは26年度からの指定管理者との間で、緑ヶ丘保育所の引き継ぎを実施するためとして、約280万4,000円を計上しております。これは、今、申しましたように、保護者や児童の負担軽減、こういったことを目的として実施するものです。

ちなみに6カ月なんですけども、こういうものは、まず、公募を踏まえて、その結果、公募をやると決定してから、それから予算計上をしますもんで、当初予算には、ちょっと今回、間に合わなくて、補正予算で対応させていただくということで、計上させていただくものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

すみません。16ページ、16と17ページであります。6款3目の補正予算額で479万9,000円の中で、柏原漁港海岸保全事業費用対効果分析業務委託となっております。

先ほど、ちょっと町長の提案説明ありましたが、これは、柏原西海岸の崩落のどこかなと思いますが、この費用対効果の業務分析の内容を少し説明していただきたいということと。

もう1点、17ページの8款の3目公園費、これも、先ほど町長の提案理由の説明があったと思います。はまゆう公園周辺整備基本実施設計委託、これは、先ほど

の芦屋釜風呂跡地の活用の内容のことなのか、ちょっとそこらあたりお願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

まず、16ページの業務委託、柏原漁港海岸保全費用対効果につきましては、議員さん言われました、柏原の西方のほうが海岸保全区域となっております。言われましたとおり、波の侵食等により、65メートルほど、現在、滑落しているような状況であります。

この滑落した箇所やその海岸保全区域の現状を調査しまして、今後のその改修方法及びその検討費用等を試算した中で、これについての費用対効果を算出し、今後、国の補助を活用して事業を行いたいというふうに思っております。そのために業務分析をするための委託という形になります。

17ページのはまゆう公園周辺整備基本実施設計につきましては、釜風呂跡地が、今回の夏井ヶ浜一体エリアという形の中で位置づけた中で、ワークショップ等を行いまして、今回につきましては、初期、26年度以降、経費を抑えた中で整備をする平地の部分と、その周辺を実施設計という形で考えております。

中長期的なところにつきましては、その奥の全体的なところを含めた中の基本設計という形の中で考えて、設計を出したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 7番 辻本 一夫君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今の辻本議員の質問のはまゆう公園の件ですけど、そういったふうに、はまゆう公園にしていく方向ですというのはいいんですけど、夏井ヶ浜の釜風呂跡地を提供した方の要望としては、釜風呂というお風呂があったんですけど、そういったものを活用していただきたいという、そういったことが強い考えになったと思いますけど、その点については、今後、どう活用していくのか、そういったところも考えているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

釜風呂につきましては、まだ、今現在、保存の状態、今のおかれている状態がどうなのかということは今、調査している段階です。調査した結果が出ないと、今、はっきりしたことは申し上げられないという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

補正予算書の7ページと8ページをお願いいたします。先ほど、職員の給与の削減のところでもちょっと出ましたけども、今回、普通交付税が軽減されるというこ

との中で、4,173万7,000円の普通交付税の増額が上がっております。

それとあわせて、次のページには、特例交付金ということで1,828万円、これについての詳細な説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

まず、7ページの普通交付税の増額が約5,000万あるということで、内訳的には、過疎債、それから臨時財政対策債の償還が、当然、ふえていくわけですね。交付税7割措置ということで、具体的には、21年度に借り入れました町民会館、それから中央公民館など、過疎債を約5億9,000万ですか、8,000万程度借りていますが、その元金の償還がスタートしたということで交付税措置がふえた、その関係が約四千数百万あります。

それとあと臨時財政対策債、毎年借りていますが、これ、理論償還で全額交付税措置ですので、これが約1,500万というのが主な内容になっております。

それから、地方特例交付金です。これは、いわゆる住宅ローンの返済について、住民税の減額措置といいますか、あります。その補填ということで、普通交付税の算定の中で計算されるものです。

芦屋町、当初予算、一応、600万の予定としていましたが、普通交付税の算定の中で、782万8,000円という数字が出ましたので、その額を増額で補正するものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

そうしますと、先ほど職員の給与の関係で交付税が減額されるという話が出ていましたけども、これは後々の補正予算で上がることになるわけですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

単位費用上は交付税の中でも、既に計算上、下げられた。例えば、職員Aが年間400万で計上された単位費用が390万になるとかいう費用でも、計算はされているわけですね。

あと、入りのほうでは、先ほどから出ています地域づくりの推進事業、推進費、これにつきましては、確定数字が1,787万8,000円、約1,800万が、今回、普通交付税で措置されたという内容になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

補正予算14ページ、3、民生費でございますが、1目児童福祉費ですけども、子ども支援事業計画策定業務委託とありますけども、この策定業務のどうしてこの業務の予算が上げられたのか、その流れをご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託、ニーズ調査でございますけども、これは、子ども・子育て支援法を始め関連3法というのが、昨年8月に成立して、市町村に27年の4月以降の子ども・子育て支援事業計画の策定というのが、義務づけられました。

計画の策定に当たっては、潜在ニーズを含めた、地域での子ども・子育てニーズを把握した上で策定されることとされており、この費用を計上するという流れでございます。

このニーズ調査を踏まえて、5年を1期とした芦屋町の子ども・子育て支援事業計画を福岡県と協議を行った上で、平成26年度に策定するために、3ページ、第2表でございます、債務負担行為というものを設定して、そういう流れで事業計画をつくっていくというものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

先ほどの課長の答弁の中に、法律が改正されて国の義務づけということでありませうけども、これは町の一般財源から支出されているわけでございます。このあたり、国の補助がないということですので、恐らくは、これは交付税措置の中に暫定されているのか、その208万4,000円ですけども、この中の交付税措置が暫定指定されているのであれば、その額、わかりましたらお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現在の段階、福岡県のほうでは、確定したということでは申し上げておりませんが、福岡県のほうでは、子ども・子育て基金というものを積んでおります。この中で、ニーズ調査分については、市町村の調査分については、何とか負担をしていこうという方向性だけ、いわゆる県補助という方向性は出しておりますけども、現時点で補助率がどれぐらいとかいうことは、示されておられません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、認定第1号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

認定第1号で、現在、私どものほうに、歳入歳出の決算書をいただいておりますけども、その中の180ページに記載されております基金の状況、180ページですけど、この白い紙です、すみません。この白い歳入歳出決算書の180ページ。

その180ページに基金の状況が書いてあるんですけども、前回、前々回の行政報告の中で、町長のほうから、ここの中身にありますように、オーストラリア仕組み債、いわゆるドルについては償還ができたというふうにご報告を受けておりますけども、ここの中に表記されている対米ドル債については、現在、どのような状況になっているのか、その経緯、一応、5年たったら償還にということでお話は伺っていたもんですから、現在、この残っている米ドル債は、どのようなになっているかだけの経緯をご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 武谷久美子君

米ドルの円為替レート連動つき債につきましては、平成21年7月に3億円を購入いたしました。利払いは年2回、1月と7月で、購入初年度は3%の利払いがあり、2年目以降は、当該利払い日の10営業日前の為替レートが、103.05円以上になったとき、利息を受け取ることができます。利息の合計が6%になったときに元金が償還されるものです。

ドル円相場は、今年6月半ばに93円台をつけて、以後、順調に持ち直して、7月初めには100円台を回復しましたが、その後は一進一退となり7月の利払いはなかったものの、初年度の利息900万円を受け取っております。

このことにつきましては、平成23年2月1日号の広報で、仕組み債については、5年を超えても早期償還ができない場合は、仕組み債の引き受け、及び元本償還などの協議を行いますという説明をしております。この5年が経過いたしましたので、現在、関係金融機関に対して協議を行っております。

なお、協議は途についたばかりですので、今後とも引き続き、鋭意協議を行っていくといたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

5年をたちましたので、ぜひその関係金融機関、証券会社の話し合いの経過については、十分慎重にお話をさせていただいて、議会及び町民のほうに都度、節目を締めての報告をお願いして、私の質疑を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませぬか。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

主要の施策の成果の中でお尋ねをさせていただきます。

まず、29ページ、2款2項2目の7節賃金、滞納整理指導員1名、120万の支出ということでございますが、これは平成20年度から採用されてきておることでありまして、週何日の勤務で勤務時間は何時間なのか。それと、この滞納整理指導員を採用することによって、滞納整理が進んでおることだろうと思っておりますけれども、成果についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

滞納整理指導員につきましては、税の徴収は、国税徴収法という法律によって行
ってきております。この滞納整理指導員、国税徴収のスペシャリストといいますか、
国税局のOBを任用しております。勤務日数につきましては週1回、時間は職員の
勤務時間と同様となっております。成果につきましては、経験を生かした専門的な
知識等を担当職員、徴収担当の職員に指導していただきまして、平成24年度にお
きましても、差し押さえ処分等の特に給与とか預金の差し押さえ、そういった細か
な差し押さへの法に基づいた指導を受けまして、滞納額が大幅に圧縮されて、徴収
率も確保できているという状況でございます。

今後の雇用につきましては、徴収経験もない職員等の配置も考えられますので、引
き続きこれをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

続きまして、同じような内容ですけれども、44ページ、8款2項1目賃金、作
業員という形で7名を雇用されておりますけれども、ここで1,100万ほど支出
されておりますが、時給は幾らぐらいになるのか、それと勤務時間はどうか、
この2点をお尋ねします。

それと、この歳入決算書、都市整備課長、こっちのほうでお尋ねします。

96ページ、よろしいですか道路新設改良費、ここで、予備費の充用というこ
とで131万強、充用されておりますね。ところが、決算においては、工事請負費の
中で146万8,000円、不用残が出ています。これの利用についてお尋ねいた
します。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

まず、臨時職員の時給と勤務時間のことについてですが、時給につきましては、
一応、時給でも換算できるんですが、日給計算でやっておりますので日給でご説明
いたしますと、班長が日給7,000円、副班長が6,900円、作業員が6,70
0円、作業員補佐が6,300円ということになっております。勤務時間につきま
しては7.5時間で、休憩が1時間ということになっております。

それと、決算書の96ページの予備費の131万円と不用額146万8,000
円のことについてご説明いたします。

まず、予備費でございますが、これにつきましては、ちょっと2点ございまして、
まず、平成24年度に西浜地区里道雨水排水管布設工事ということで、旧漁民アパ
ートの裏になりますが、そちらのほうで排水管の布設工事を行いました。

この工事の施工に伴いまして変更が生じましたが、この時点におきましては予算
残が少なく、予備費により約61万円を充用したということが1点でございます。

それともう1点が、山鹿亀の甲線道路改良工事、これは山鹿小学校裏の丸ノ内の
ポンプ場付近でございますが、この工事につきまして調整交付金による事業でござ
います。

当初、舗装工事について幅員が狭いということで、補助対象にならないということで設計から外しておいたわけですが、その後、防衛局との詳細な協議におきまして、補助対象として認めるという返事をいただいております。その時点で、舗装を含めた設計内容に変更したんですが、当初予算に不足が生じました。その時点でも予算残では対応できないということで、70万円を充当しております。この2件分の合計が、約131万円となったものでございます。

それと不用額についてのご説明ですが、3月補正のときに、執行額が確定した工事につきましては、不用額を全て落としております。ただ、この時点で、工事施工途中のものがございます。この予算については、残したままということにしております。この結果、平成24年度工事の執行残額の合計が約146万8,000円となったわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

この決算書の204ページ、6款の農林水産という格好で、予備費からの充用の調べがでございます。その中で、3目漁業管理費に、492万円を委託料として予備費から充用しているようですが、これがどうして、どのような内容なのかについてお答え願います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

委託料の充用につきましては、24年の7月の14日、豪雨における柏原地区のごみ流出しまして、そのために予備費を充用した中で、委託工事、委託事業を行っているために490万2,000円を充用しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これ実は、テレビのほうで、高齢者活用といったところで、ある程度、その簡易な事業については、高齢者を活用していきながら、行政経費を低減していくといった報道がありました。

このような形で予備費、それも内容によっては、業者でないとやれないといったところもあると思いますが、この点について、いわゆる町の方向性として、町長なり副町長なりで答えていただきたいんですが、これを町の高齢者活用という格好の充実に向けた形に展開していくことは、可能でしょうか。それとも方向性、ちょっとお答えいただきたいんですが、なかなか難しいと思いますけど。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

刀根議員の言われることは十分ごもっともなことなんですが、やはりこの問題、急を要することございまして、高齢者の方に、さっさと行って、さっさと取れるかという。それから重機の問題があるわけです。

現場も、何度も刀根議員も見られたと思うんですが、堂山の浜の部分は何とかな

るんですが、岩場の部分で、やはり業者の機械というものが無いとできないという部分も多々ありますんで、急を要する場合は、なかなか高齢者の方に、はいというわけにはいかないと思うんですね。

できる部分は、社会福祉協議会と協議して、できるだけ仕事をしていただくようには方針決定しておりますので、ご心配をおかけいたします。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

3点ほど。

まず、10ページ、この概算書の10ページですが、教育使用料ということで、釜の里入園料及び使用料のところ、収入ということで254万。歴史の里入館料が61万4,000円と。

歴史の里が完成してかなりなるわけですけど、なかなかこの入館料が少ないような気がします、この収入部分と支出ということで、支出の欄がちょっと見きわめ切らないものですけど、大体どれぐらいの給与及び維持管理費がある中で、歴史の里入館料が61万4,000円である。

また、釜の里の254万に関しての給与維持管理費に対して、収入がこれだけであるというようなものが、わかりましたらお願いしたいと思います。

それから、2点目です。2点目は、41ページ、林業費の林業振興費、松くい虫被害防止のため薬剤散布、それですが、その下のほうの保安林や地区保全林等の調査・伐採・植樹。

今、植樹も松を植えられておりますが、その前に伐倒、前回もお聞きしましたが、たしか昨年度は、町内のものと営林署の管轄のもの、分かれておると思いますが、町内だけでも約2,000本だったと思うんですが、今年度はどれぐらい伐採されたのか。そして、芦屋町の松は、どれぐらい今、残っておるのか。残存の松の本数はどれぐらいなのかということです。

それから次のページ、42ページ、港湾管理費、先ほど刀根議員がおっしゃいました港湾漁港区域内漂着ごみ除去処理委託460万ですが、これは確かに今、おっしゃったように、人海戦術では到底できるようなものではありませんが、その中で、これは遠賀川流域上流・中流域から流れてきたごみであるということは、もう上流域の各市町村や国土交通省もご理解されておりますんで、これについてのこの金額というのは、支出として460万近く出されてはいますが、全体の総計は幾らであったのか。

つまり、もうこれは芦屋町の負担分なのか。毎年、この問題については、県と国と各市町村で、その処理費の案分をめぐって、いろいろと難しいものがありましたけれど、今はたしか県と国と町が負担するというふうになっているかと思えます。そういう意味で、これは総額が460万円なのか、町の負担がこれだけなのか。

以上です。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課からは、芦屋釜の里及び芦屋歴史の里の支出に関しましてご説明いたします。

主要な施策の成果の57ページ及び58ページのほうをごらんください。こちら

のほうに、文化財保護費及び芦屋釜の里事業費というふうに計上させていただいております。10款4項4目の文化財保護費、こちらが芦屋町の歴史の里の支出関係になりますので、こちらにあります1,817万7,000円、こちらが歴史の里等の維持経費等で使わせていただいている支出額となっております。

同じく、58ページのほうになります。10款4項5目芦屋釜の里事業費、こちらの執行済み額4,573万9,000円、こちらが芦屋釜の里の維持管理経費に使わせていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

41ページの松枯れの伐倒関係につきましては、昨年につきましては1,216本、合計的には伐倒をしております。松の残存数につきましては把握はしていません。

次に、西方、柏原のごみの関係につきましては、この支出した金額466万8,510円が総事業費となります。

このうち、補助金をいただいておりますので、補助対象となるのが港湾区域のみとなりますので、それが131万9,000円を補助としていただいております。

あと、特別交付税として119万5,000円を交付税措置いただいておりますので、総事業費の466万8,510円から、その2つを足したものを引いて、残りの215万1,000円、これを三者割という形の中で昨年協議をしております。

各町の負担割といたしましては、71万8,170円という形の中で、三者割という形の中で、雑入のほうで受けとして国からの分につきましては負担を受けております。県につきましては、24年度中には歳入としては受け取ることができませんでしたが、25年度になって支出が可能という形の中で、こういう臨時的な災害が起こった場合は、今年度は三者割をして支出をしていただいたという形になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、説明がありましたように、文化財保護費の約1,800万円と釜の里450万、そういう中であって、収入が先ほどのように、特に釜の里については非常に少ないわけですけど、いろいろとこれは文化的な活動ですので、利益を目的にしているのではないから、ある程度、よくわかるわけですけど、やはりこれだけ維持管理がかかる以上は、そういう努力といいましょうか、入館料等を高めるための努力をどのようになさっているかということです。

なかなか難しい内容まではあろうかと思いますが、特に歴史資料館は、いつも駐車場には、車がなかなかないという状況で、行政の方も、非常に四苦八苦されているのではなかろうかというふうに思います。

それから、松くい虫の件ですけれど、残存の松の本数がどれぐらいあるのか、ぜひ調査をしていただきたいなというふうに思います。

ちょっと私、聞き漏れしましたが、去年は1,200本で今年度は幾らと言われたんでしょうか、ちょっと私、聞き間違えましたのでお願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今年度、25年度につきましては、枯れた状況はまだ全部確認しておりませんので、何本伐採するという形は、ちょっと言えない状況になります。例年、11月ごろ、枯れた松の本数を計測して予算計上するという形でなっておりますので、現在のところ、何本枯れているというのは、ちょっとわからない状況になります。申し訳ございません。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

芦屋釜の里におきましては、旅行代理店等に企画というか、来ていただくような営業活動等も行っております。その結果、大型バスをチャーターした宮崎や山口からの来訪者も、昨今、多く来られているといった状況です。

歴史の里、釜の里につきましては、共通利用券というのを発行しておりますので、こちらに来られた、釜の里に来られたお客様に対して、歴史の里のほうに行かれたらいかがですかといった働きかけは、随時行っております。

いかんせん数的なものは、妹川議員がおっしゃるとおり、まだまだというふうな考え否めません。ですので、先ほどのような観光に即した営業戦略、こういってところも打っていくと同時に、歴史の里に関しましては、すばらしい展示会等を行っているところに対して、やはりPRが不足しているのではないかというふうに考えております。

今後、スタッフ一同、そういった広報活動、そういったところにも力を入れていって、1人でも多くの来館者、入園者をふやしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

ほかにございませんか。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

施策の成果及び予算執行の概算書で、43ページの3目観光費で、花火大会実行委員会の補助金についてですが、これ、寄附金による事業補助金と合わせたら約1,680万円。昨年、23年度は2つ合わせて1,887万円なんですよ、約200万ぐらいの減になります。これは繰り越しの関係なのか。それと、花火の全体的な予算、支出の内訳を教えてください。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

花火大会につきましては、実行委員会のほうに補助及び今、指定された寄附金という形で、単年度ごとに支出をしております。

24年度につきましては1,550万、それと協賛金収益として約840万ほど、繰越金としては23年度の繰越金で870万ほどで、合計2,477万ぐらいの予算規模で花火大会のほうはやっております。

支出につきましては、花火の打ち上げ料、その他台船の借り上げ料等を含めまして、2,425万3,000円という形の中で、繰り越しについては、この実行委員会のほうに繰り越しをそのまま予算残を繰り越しているという形になります。こういう

指定分についても、寄附金の中の一部として入っているという状況になります。

以上になります。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

以前、一般質問で扱ったことがあるんですけど、予算規模でいうと、これ、20万人から30万人来る花火大会に匹敵するんですよ。向こうは、花火の玉の数というか、約2万発ぐらいあって、あしやの花火大会、年々、来場者が少なくなってきました。

商売人にとっては、たくさん来ていただいたほうがいいわけでありまして、場所、時期、ほかのイベントと合同開催など、そろそろ見直しの時期に来ているんじゃないかと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、認定第9号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

24年の芦屋町公共下水道事業会計決算書の18ページをお願いいたします。18ページの中で、営業外収益のところがございます。その中に他会計補助金、本年度が1億3,374万1,000円、多分、この他会計というのは、一般会計からの補助金だと思っております。これが前年度に比較しますと、5,340万5,000円の減額となっておりますので、この理由をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

お答えします。

他会計の補助金でございますが、5,340万5,000円、これにつきましては、平成23年度まで高資本対策経費ということで、これ、平成23年度の決算で申し上げますと、4,500万ほどいただいております。

それにつきまして、供用開始から30年を超したところの施設につきまして、この高資本対策経費というのがなくなってきます。したがって、平成24年度は、この4,500万円が一般会計のほうから繰り出せないということで、マイナスとなっております。

それと、分流式下水道経費ということで、これも繰り出し基準で出しているんですが、これにつきましても、起債返済額とかで変わってはきます。その平成23年度と比較しまして、約800万ほど減額となりましたので、合計額が5,340万5,000円の減ということになっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

そうしますと、6ページ、損益計算書がございます。その中で、一番下から3番目のほうに、当年度純損失ということで、今年度は544万1,386円の損失が出ております。

それで、昨年度の決算書を見ますと、昨年度は3,556万4,000円の純利益が出ております。それで、今のご答弁では、供用開始から30年を経過したことによる高資本対策費がなくなったということで、これがこれから将来的にもこの減額は続くものと思っております。

それで、当然、ここで6ページの純損失が出ておりますが、これはこれから先も続く予定なのか、この対策をどうされるのか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

お答えします。

先ほどもご説明しましたように、平成24年度決算で当年度純損失、今、内海議員言われたように、純損失が544万円となっております。平成25年度の決算につきましても赤字が予測されております。下水道事業を継続するには、地方債の借

り入れは不可欠でありまして、地方債を借り入れるには、赤字事業において一定期間内に収支黒字が確認でき、将来において繰越欠損金を解消しなければなりません。

この問題を解消するためには、何らかの方策を考えるわけですが、担当課としましては、一般会計から補填をしていただくことや、住民負担の見直しということも視野に入れた中で、現在、検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、発議第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、発議第8号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

発議第8号の道州制導入に断固反対する意見書が、今回、町村議会全国大会の決議のもとに今回、提出されております。

それで私も、この内容につきまして、いろいろインターネットで調べましたけども、不明な点が大変多くございます。それで、メリットとかデメリットっていうことも、若干、示されておりますけども、まだまだ不明確な状態の中でこれが示されております。

それで今、ここで当然、所管で審議されると思いますけども、なかなか審議状況も難しいんじゃないかという気がしております。

それで、要望でございますけども、所管におかれましては慎重なる審議をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

はい、わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第8号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第45号から日程第21、認定第9号及び日程第23、発議第7号から日程第24、発議第8号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れでした。

午後 0 時 03 分散会
